



軍備費大幅増強を表明

◆岸田首相は23日バイデン米大統領と会談、中国に対抗し、「日米同盟の抑止力と対処力を早急に強化する」必要との認識で一致。首相は日本の防衛力を抜本的に強化し、防衛費を相当に増額すると表明した。

◆「台湾有事」煽りに乗らず、日中平和条約に沿った冷静な政治が必要です。戦争させない・9条守ろうの声をもっと大きくしましょう

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

日本国及び中華人民共和国は、千九百七十二年九月二十九日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を発出して以来、(中略)国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに決定し、(中略)次のとおり協定した。

第一条

- 1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。
- 2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

第二条

両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

第三条

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。

第四条

この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

第五条

- 1 この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、十年間効力を有するものとし、その後は2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。
- 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の満了の際またはその後いつでもこの条約を終了させることができる。

◎「第20回 ミナセンなかどおり相談会」

■5月28日(土)午前10時～郡山医療生協多目的ホール(桑野協立病院敷地内)

「6.18 志葉玲さん講演&リレートーク集会」、改憲阻止、参議院選のとりくみ等